

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【公開番号】特開2007-76360(P2007-76360A)

【公開日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-012

【出願番号】特願2006-198547(P2006-198547)

【国際特許分類】

B 41 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 102Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月24日(2009.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体収容容器を使用する装置の容器装着部に装着される容器本体内に、容器本体内の加圧室に供給される加圧流体による圧力で容積が縮小可能な液体収容室が形成されており、前記容器本体の一面に、前記容器装着部内の2箇所に設けられた位置決め手段との嵌合により前記容器本体を位置決めする2つの位置決め嵌合部と、前記容器装着部の液体供給路を前記液体収容室に接続する液体導出部と、前記容器装着部の加圧流体供給路を前記加圧室に接続する加圧流体導入部と、前記容器装着部の接続端子に接続されるデータ記憶手段と、が設けられた液体収容容器であって、

前記容器本体の一面は、前記一面を平面視した場合に、一対の長辺と、一対の短辺とを有しております。

前記2つの位置決め嵌合部は、前記容器本体の一面の前記長辺に沿った方向である長手方向の両端縁に配置され、

前記2つの位置決め嵌合部間に、前記長手方向に沿って、前記液体導出部と、前記加圧流体導入部と、前記データ記憶手段とが配置されていることを特徴とする液体収容容器。

【請求項2】

請求項1に記載の液体収容容器であって、

前記2つの位置決め嵌合部のうち一方の位置決め嵌合部と、前記液体導出部との間に、前記加圧流体導入部が配置されており、前記位置決め嵌合部のうち他方の位置決め嵌合部と、前記液体導出部との間に、前記データ記憶手段が配置されていることを特徴とする液体収容容器。

【請求項3】

請求項2に記載の液体収容容器であって、

前記加圧流体導入部と前記液体導出部との間に、前記容器装着部の誤挿入防止用機構に嵌合する誤挿入防止手段が設けられていることを特徴とする液体収容容器。

【請求項4】

請求項1～3の何れか1項に記載の液体収容容器であって、

前記容器装着部内の2箇所に設けられた位置決め手段はそれぞれ円柱状の位置決めピンであり、

前記2つの位置決め嵌合部のうち、一方の位置決め嵌合部は、前記位置決めピンを緊密

に嵌合する断面円形の第1の嵌合孔であり、他方の位置決め嵌合部は、前記位置決めピンを前記容器本体の一面の前記長辺に沿う方向にのみ移動可能に拘束する断面長円形の第2の嵌合孔であることを特徴とする液体収容容器。

【請求項5】

請求項4に記載の液体収容容器であって、  
前記データ記憶手段は、前記第1の嵌合孔に近接して配置されていることを特徴とする液体収容容器。

【請求項6】

請求項1～5の何れか1項に記載の液体収容容器であって、  
前記容器本体は、略直方体状の外観を呈しており、  
前記容器本体の、前記一対の長辺と交わる一対の面が、前記一対の面を平面視した場合に、他の面よりも大きいことを特徴とする液体収容容器。

【請求項7】

請求項1～5の何れか1項に記載の液体収容容器であって、  
前記2つの位置決め嵌合部、前記加圧流体導入部、前記データ記憶手段のそれぞれは、前記液体導出部に対して、前記容器本体の一面の前記一対の長辺のうち、一方の長辺側に寄せて配置されていることを特徴とする液体収容容器。

【請求項8】

請求項7に記載の液体収容容器であって、  
前記容器本体は、開放部を有する主要部と、前記主要部の開放部を覆う蓋部とを組み合わせた略直方体状の外観を呈しており、  
前記開放部は、前記一対の長辺のうち、他方の長辺と交わる面に沿って設けられており、  
前記容器本体内の加圧室は、前記開放部をフィルムで封止することにより形成されることを特徴とする液体収容容器。

【請求項9】

請求項8に記載の液体収容容器であって、  
前記容器本体の、前記一対の長辺と交わる一対の面が、前記一対の面を平面視した場合に、他の面よりも大きいことを特徴とする液体収容容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決することのできる本発明に係る液体収容容器は、液体収容容器を使用する装置の容器装着部に装着される容器本体内に、容器本体内の加圧室に供給される加圧流体による圧力で容積が縮小可能な液体収容室が形成されており、前記容器本体の一面に、前記容器装着部内の2箇所に設けられた位置決め手段との嵌合により前記容器本体を位置決めする2つの位置決め嵌合部と、前記容器装着部の液体供給路を前記液体収容室に接続する液体導出部と、前記容器装着部の加圧流体供給路を前記加圧室に接続する加圧流体導入部と、前記容器装着部の接続端子に接続されるデータ記憶手段と、が設けられた液体収容容器であって、前記容器本体の一面は、前記一面を平面視した場合に、一対の長辺と、一対の短辺とを有しており、前記2つの位置決め嵌合部は、前記容器本体の一面の前記長辺に沿った方向である長手方向の両端縁に配置され、前記2つの位置決め嵌合部間に、前記長手方向に沿って、前記液体導出部と、前記加圧流体導入部と、前記データ記憶手段とが配置されていることを特徴とする。

また、上記構成に係る液体収容容器において、前記2つの位置決め嵌合部のうち一方の位置決め嵌合部と、前記液体導出部との間に、前記加圧流体導入部が配置されており、前記位置決め嵌合部のうち他方の位置決め嵌合部と、前記液体導出部との間に、前記データ

記憶手段が配置されていることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明に係る上記液体収容容器において、前記加圧流体導入部と前記液体導出部との間に、前記容器装着部の誤挿入防止用機構に嵌合する誤挿入防止手段が設けられていることが好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

このような構成の液体収容容器によれば、個々の容器装着部に対して適合した液体収容容器のみを装着可能とする容器装着部の誤挿入防止用機構に液体収容容器の誤挿入防止手段が嵌合する際、誤挿入防止手段は加圧流体導入部と液体導出部との間に配置されているため誤挿入防止用機構への位置決めが正確に行われる。そのため、適合した液体収容容器を装着する際に、誤って誤挿入防止用機構に誤挿入防止手段が装着位置より手前で当接して装着できなくなるような不具合を生じさせない。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、本発明に係る上記液体収容容器において、前記容器装着部内の2箇所に設けられた位置決め手段はそれぞれ円柱状の位置決めピンであり、前記2つの位置決め嵌合部のうち、一方の位置決め嵌合部は、前記位置決めピンを緊密に嵌合する断面円形の第1の嵌合孔であり、他方の位置決め嵌合部は、前記位置決めピンを前記容器本体の一面の前記長辺に沿う方向にのみ移動可能に拘束する断面長円形の第2の嵌合孔であることが好ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、本発明に係る上記液体収容容器において、前記容器本体は、略直方体状の外観を呈しており、前記容器本体の、前記一対の長辺と交わる一対の面が、前記一対の面を平面視した場合に、他の面よりも大きいことが好ましい。

また、本発明に係る上記液体収容容器において、前記2つの位置決め嵌合部、前記加圧流体導入部、前記データ記憶手段のそれぞれは、前記液体導出部に対して、前記容器本体の一面の前記一対の長辺のうち、一方の長辺側（短辺方向の片側）に寄せて配置されていることが好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0018】**

このような構成の液体収容容器によれば、一面の一対の長辺のうち、一方の長辺側（容器厚さ方向）の、2つの位置決め嵌合部、加圧流体導入部、データ記憶手段等の接続機構が配置されていない側の容器本体の内部を液体収容室あるいは加圧室としての用途に活用することができることとなり、その内部容積に対する液体収容容器の外形を小さくすることができます。さらに、容器装着部に設けられる各接続機構も容器厚さ方向の片側に偏らせた配置となるため、容器装着部の構成を液体収容容器の厚さ方向で小さくすることにつながり、液体収容容器及び容器装着部の双方を小型化することが可能になる。

**【手続補正8】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正9】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正10】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0021】**

また、本発明に係る上記液体収容容器において、前記容器本体は、開放部を有する主要部と、前記主要部の開放部を覆う蓋部とを組み合わせた略直方体状の外観を呈しており、前記開放部は、前記一対の長辺のうち、他方の長辺と交わる面に沿って設けられており、前記容器本体内の加圧室は、前記開放部をフィルムで封止することにより形成されていることが好ましい。

また、本発明に係る上記液体収容容器において、前記容器本体の、前記一対の長辺と交わる一対の面が、前記一対の面を平面視した場合に、他の面よりも大きいことが好ましい

。